

取引参加者に係る料金制度の改定について（制度要綱）

平成 16 年 9 月 21 日
株式会社東京証券取引所

趣旨

取引参加者に係る料金制度の見直しにつきましては、当取引所の株式会社化を検討するために平成 12 年 7 月に設置された、「株式会社化特別委員会」において、株式会社化後はそれに相応しい料金体系を整備すべきとの指摘がなされ、株式会社化から両三年内に新しい料金体系に移行することを決定していたところであり、今回の料金制度改定は、当該決定の趣旨に沿って行うものであります。

当取引所といたしましても、現行の定額負担金のうち、「資本金割」のような応能的負担の考え方については、株式会社である現状においては必ずしも合理的ではなく、また、「資本金」という指標そのものが、もはや、適切な基準足り得ないと考えております。また、今後は、システム・インフラの利用度合いに応じた、新たな基準を導入することも必要であると考えております。

そこで、今回の改定においては、料金体系のうち応能的負担部分を廃止し、当取引所が提供させていただいている便益に応じて料金をお支払いいただくという、応益的負担の考え方を原則にした料金体系に転換することといたします。

概要

1. 基本的考え方

(1) 便益に応じた料金設定

株式会社化特別委委員会において決定された方針どおり、取引参加者が受ける便益に応じて料金をお支払いいただくことを基本とします。これに伴い、現在の資本金割については廃止することとします。

(2) システム・インフラの利用度合いの組入れ

上述のとおり、システム・インフラの利用度合いなどの要素を一定程度加味した料金を新しい体系の中に組み入れます。

(3) 一定程度の固定収入の確保

当取引所の公共的使命に照らし、経営の安定性を確保する必要があることから、市況に左右されない固定収入を一定程度維持することとします。

- ・株式会社化後、昨年夏までは市況が低迷していたことなどから議論を一時凍結していた。
- ・旧会員制度とは異なり、現在の取引参加者は、当取引所の利用者という立場。
- ・最近では、注文件数や約定件数の増加とともに、システム処理量は急増。
- ・取引参加者料金全体からみて、「値上げ」とならないように配慮する。

- ・現在、定額負担金対定率負担金の割合は、ほぼ 4 : 6。

2. 料金の項目及び算出基準

(1) 基本料

取引参加者が市場において業務を行う際の前提として、当取引所では取引や上場に係る標準的なルールの制定や改廃、それらの確実な執行のための制度インフラの整備等を通じて、常に同一の条件の下で必要な業務を行うことが可能になっています。このように、取引所の参加者であることによって、取引参加者が等しく享受される便益について、均等額の「基本料」を設けることとします。

(2) 取引料

市場において期待する値段で約定を成立させることが取引参加者の主たる目的であることを踏まえれば、当取引所が提供する便益中、「市場での注文について公正なルールの下でその時点において最も妥当な経済価値を決定する」という便益が、これまでと同様に取引参加者にとって最も重要なものであると考えられます。

そこで、これらの便益に対応する料金として、株券等については売買代金を、国債先物取引については売買高を、株価指数先物取引については取引契約金額を、それぞれ料金算出の基準とする「取引料」を設けることとします。

(3) アクセス料

結果として約定に結びつくか否かにかかわらず、取引参加者による注文の入力は、常に、約定の成立、あるいは約定機会の拡大や約定価格の向上等を目的として行われます。したがって、注文入力による呼値登録については、そのための不可欠のプロセスとして、相応の便益が提供されているものと考えられます。

そこで、これらの便益に対応する料金として、注文件数を料金算出の基準とする「アクセス料」を設けることとします。

- ・基本料により、取引参加者料金収入全体の約6%をカバー。
- ・基本料は、総合取引参加者の現行定額負担金のうちの均等割額や派生商品に係る定額負担金の額。
- ・取引料により、取引参加者料金収入全体の約76%をカバー。
- ・委託手数料の割引状況などを勘案すると、大口や小口相当部分については、一定の優遇措置を講じる。
- ・左記以外の取引についても、現行の算出基準を引き続き適用する。
- ・アクセス料により、取引参加者料金収入全体の約11%をカバー。
- ・新規注文以外に訂正注文や取消し注文も対象とする。

(4) 売買システム施設利用料

呼値登録を行う上で各取引参加者は、当取引所の通信システムを利用する必要がありますが、通信を行うための売買サーバー台数や端末数などに比例して、それぞれに業務の迅速化や分散化、効率化等が図られていることから、利用されているシステム機器類の規模や内容に応じて、相応の便益が提供されているものと考えられます。

そこで、これらの便益に対応する料金として、各売買システムに係る各取引参加者の「売買サーバー台数」や「売買端末数」を料金算出の基準とする「売買システム施設利用料」を設けることとします。

3. 具体的な料金テーブル

(1) 基本料

総合取引参加者 月額 90 万円

ただし、前月の国債先物取引に係る注文件数がゼロの場合は、当月の基本料から 20 万円を控除します。また、前月の株価指数先物取引に係る注文件数がゼロの場合は、当月の基本料から 30 万円を控除します。ただし、当該控除が行われた場合であっても、前月末において、派生商品に係る売買用サーバー等の機器類を保有している場合には、相応の売買システム施設利用料を負担いただきます。

国債先物等取引参加者 月額 20 万円

株価指数先物等取引参加者 月額 30 万円

(2) 取引料

株券等

A. 立会内取引料

各取引参加者の立会内取引に係る月間の売付代金及び買付代金の合計額のうち、

a) 200 億円以下の金額につき、無料

・売買システム施設利用料により、取引参加者料金収入全体の約 7% をカバー。

・一定台数までの利用は、取引参加者としての基本的な権利と考えられることから無料とする。

・90 万円の内訳は、現行総合取引参加者に係る定額負担金均等割部分である月額 40 万円に、国債先物等取引参加者の定額負担金 20 万円と株価指数先物等取引参加者の定額負担金 30 万円とを加えた額。

・現行どおり

・現行どおり。ただし、株券オプションについては、現行月額 10 万円の定額負担金を無料とする。

・超小口部分（全体の 5% 程度）については、優遇のため、無料とする。

- b) 200 億円を超え 2,000 億円以下の金額につき、標準料率に 0.9 を乗じて得られる数(小数点第 3 位未満を切捨て。以下、同じ)を乗じた額
- c) 2,000 億円を超え 1 兆円以下の金額につき、標準料率を乗じた額
- d) 1 兆円を超え 1.5 兆円以下の金額につき、標準料率に 0.8 を乗じて得られる数を乗じた額
- e) 1.5 兆円を超える金額につき、標準料率に 0.7 を乗じて得られる数を乗じた額

なお、標準料率は、各月の立会内における総売買代金を基準にして、以下の料率表により算出した料率とする(立会内総売買代金スライド方式)。

- a) 立会内総売買代金が 20 兆円以下の月 万分の 0.29
- b) 立会内総売買代金が 20 兆円超の月 20 兆円に万分の 0.29 を乗じた額と 20 兆円を超える金額に万分の 0.20 を乗じた額との合計額を立会内総売買代金で除して得た数

[例] 株券等の立会内市場総売買代金が 50 兆円である月の標準料率と当該月の売買代金が 1.2 兆円であった取引

参加者の立会内取引料の計算

$$\text{標準料率} = \{ 20 \text{ 兆円} \times \text{万分の } 0.29 + (50 - 20) \text{ 兆円} \times \text{万分の } 0.20 \} \div 50 \text{ 兆円} = \text{万分の } 0.236$$

$$\begin{aligned} \text{立会内取引料} &= 200 \text{ 億円} \times 0.000 + (2,000 - 200) \text{ 億円} \times \text{万分の } 0.236 \times 0.9 \\ &\quad + (10,000 - 2,000) \text{ 億円} \times \text{万分の } 0.236 + (12,000 - 10,000) \text{ 億円} \times \text{万分の } 0.236 \times 0.8 \\ &= 26,456 \text{ 千円} \end{aligned}$$

B.立会外取引料

立会外取引に係る売付代金及び買付代金の合計額の万分の 0.04

- ・小口部分(全体の 30%程度)についても同様に、10%の割引率を適用。
- ・標準部分は、売買代金全体の半分程度を占めるコア部分。
- ・大口・超大口(両方で全体の 15%程度)については、大口優遇のため、それぞれ 20%、30%の割引率を適用。

- ・市場活況時には標準料率が低めに設定され、反対に市場縮退時には料率が高めに設定される。これにより、市場の繁閑に伴う収入の変動をある程度緩和。

- ・現行どおり

(株券等の範囲について)

株券等に含まれる商品は、内国株券(優先出資証券、投資信託の受益証券及び投資証券を含む)、内国新株引受権証券(優先出資引受権証券を含む)、新株予約権証券、新株予約権付社債券、交換社債券及び外国株券(外国新株予約権証券、外国投資信託受益証券及び外国株預託証券を含む。)等とします。なお、国債証券、外国債券及びその他債券の取引料については現行どおりとします。

国債先物取引

- ・新規の売付け、新規の買付け、転売及び買戻しごとに 額面 100 円につき 1.0 毛
- ・国債先物オプション取引の権利行使及び権利行使の割当てにより成立する国債先物取引の売付け又は買付けごとに 額面 100 円につき 0.875 毛
- ・受渡決済数量につき 額面 100 円につき 0.15 毛

株価指数先物取引

新規の売付け、新規の買付け、転売及び買戻しに係る各取引契約金額の合計額の万分の 0.046

(注) 国債先物オプション、株価指数オプション及び株券オプション取引の料率については、現行どおりとします。

・現行、各商品ごとに若干料率が異なるが、差異を設けるべき合理性と収入上の影響度合いを考慮のうえ、可能なものはすべて株券等として同一の料金テーブルの中で扱うこととする。

・現行どおり

・現行どおり

・現行どおり

・現行は万分の 0.026

・株価指数先物取引の料率については、平成 12 年 5 月に、それまでの万分の 0.08 から万分の 0.04 に暫定的に引き下げている。今回は、財政面から商品ごとの収支バランスを考慮のうえ、株価指数先物については前回引下げ分の半分程度を引き上げて、万分の 0.06 とする(このうち万分の 0.014 は、現行料率、新規料率ともに日本証券クリアリング機構の清算手数料)。

(3) アクセス料

株券等

各取引参加者の株券等の立会内取引に係る月間の総注文件数（訂正及び取消しを含む）について、

10 万件以下の月	40 万円
10 万件を超え 30 万件以下の月	90 万円
30 万件を超え 100 万件以下の月	250 万円
100 万件を超え 200 万件以下の月	400 万円
200 万件を超え 300 万件以下の月	520 万円
300 万件を超え 400 万件以下の月	600 万円
400 万件を超える月	660 万円

国債先物取引

各取引参加者の国債先物の立会内取引に係る月間の総注文件数（訂正及び取消しを含む）について、

1 千件以下の月	当分の間、無料
1 千件を超える月	10 万円

株価指数先物取引

各取引参加者の株価指数先物の立会内取引に係る月間の総注文件数（訂正及び取消しを含む）について、

1 千件以下の月	当分の間、無料
1 千件を超える月	10 万円

・注文件数が大きくなるに従って、料率を逡減させることにより、大口優遇を行う。

・国債先物取引及び株価指数先物取引ともに、取引参加者がある程度限定され、また、約定件数と注文件数との乖離が株券等ほど大きくないことから、2 段階のテーブルとした。

・左記以外の取引に係るアクセス料については、当分の間、無料とする。

(4) 売買システム施設利用料

株券等現物商品の立会内取引に係る売買システム施設利用料

A.直結（仮想）サーバー利用料

2台まで無料、2台を超える部分につき1台当月額25千円

B.端末サーバー利用料

2台まで無料、2台を超える部分につき1台当月額30千円

C.売買端末利用料

5台まで無料、5台を超える部分につき1台当月額6千円

派生商品の立会内取引に係る売買システム施設利用料

A.直結（仮想）サーバー利用料

2台まで無料、2台を超える部分につき1台当月額8千円

B.端末サーバー利用料

2台まで無料、2台を超える部分につき1台当月額10千円

C.売買端末利用料

5台まで無料、5台を超える部分につき1台当月額2千円

[例] 株券等現物商品の売買システムに係る直結サーバーを10台、端末サーバーを5台、売買端末を20台保有する場合の売買システム施設利用料の計算

直結サーバー利用料 = (10 - 2) 台 × 25 千円 = 200 千円

端末サーバー利用料 = (5 - 2) 台 × 30 千円 = 90 千円

売買端末利用料 = (20 - 5) 台 × 6 千円 = 90 千円

- ・直結サーバーについては、いわゆる共同システムに係るものについても料金の対象とする。
- ・売買端末については、現物システム、派生システムとも当取引所が提供している売買取引用のアプリケーションがインストールされた端末のみを料金の対象とする。
- ・派生商品に係る基本料を全く負担しない月については、1台目から有料とし、左記のテーブルに定める料率を適用する。
- ・ToSTNeT や債券売買システムなどの売買システムに係るシステム施設利用料については、当分の間、無料とする。

・改定の時期（予定）

2005年4月売買分（2005年5月請求分）から適用します。

ただし、2005年4月から2007年3月までの2年間については、以下の経過措置を講じることとし、新制度への完全移行は、2007年4月売買分からとします。

（経過措置）

- ・2005年4月売買分から2006年3月売買分まで（新体系の影響度合いを30%加味する）

当月における総支払額は、新体系により計算した当月の総支払額に 0.3 を乗じた金額と、現行体系により計算した当月の総支払額に 0.7 を乗じた金額との合計額とします。

- ・2006年4月売買分から2007年3月売買分まで（新体系の影響度合いを60%加味する）

当月における総支払額は、新体系により計算した当月の総支払額に 0.6 を乗じた金額と、現行体系により計算した当月の総支払額に 0.4 を乗じた金額との合計額とします。

[例1] 経過措置適用1年目で、新体系により算出された料金合計が20,000千円、現行体系により計算した場合の料金合計が16,000千円であった月にお支払いいただく料金

$$\text{請求料金} = 20,000 \text{ 千円} \times 0.3 + 16,000 \text{ 千円} \times 0.7 = 17,200 \text{ 千円}$$

[例2] 経過措置適用2年目で、新体系により算出された料金合計が12,000千円、現行体系により計算した場合の料金合計が18,000千円であった月にお支払いいただく料金

$$\text{請求料金} = 12,000 \text{ 千円} \times 0.6 + 18,000 \text{ 千円} \times 0.4 = 14,400 \text{ 千円}$$

・料金制度の改定に併せて、取引参加者保証金制度についても所要の見直しを行う。

以 上

取引参加者に係る新しい料金体系

(現行)		(新規)		算出基準	料金テーブル			
					株券等	国債先物	株価指数先物	
定額負担金(固定的)	均等割 (6%)		基本料 (6%)	固定的	定額 (均等額)	月額 40 万円	月額 20 万円 (総合取引参加者には 控除制度あり)	月額 30 万円 (総合取引参加者には 控除制度あり)
	資本金割 (32%) (応能的)		売買システム 施設利用料 (7%)	準固定的	サーバー、 端末台数	直結サーバー利用料 1 台月額 25 千円 端末サーバー利用料 1 台月額 30 千円 売買端末利用料 1 台月額 6 千円 *各サーバー2 台まで、端末 5 台まで無料	直結サーバー利用料 1 台月額 8 千円 端末サーバー利用料 1 台月額 10 千円 売買端末利用料 1 台月額 2 千円 *各サーバー2 台まで、端末 5 台まで無料	
			アクセス料 (11%)	準変動的	注文件数 (訂正、取消 注文を含む)	月間 10 万件以下 40 万円、30 万件以下 90 万円、100 万件以下 250 万円、 200 万件以下 400 万円、300 万件以下 520 万円、400 万件以下 600 万円、 400 万件超 660 万円	国債先物につき 月間 1 千件以下無料、 1 千件超 10 万円	株価指数先物につき 月間 1 千件以下無料、 1 千件超 10 万円
定率負担金(変動的)	従量制 (62%) (応益的)		取引料 (76%)	変動的	売買代金 (国債先物 は売買高、 株価指数先 物は取引契 約金額) 立会内取引料 各取引参加者の立会内の月間売買代金のうち、 200 億円以下の金額につき無料 200 億円超 2,000 億円以下の金額につき 標準料率×0.9 の率を乗じた額 2,000 億円超 1 兆円以下の金額につき 標準料率を乗じた額 1 兆円超 1.5 兆円以下の金額につき 標準料率×0.8 の率を乗じた額 1.5 兆円超の金額につき 標準料率×0.7 の率を乗じた額 <標準料率は以下の算式で計算> $\{20 \text{ 兆円} \times \text{万分の} 0.29 + (\text{当月の立会内総売買代金} - 20 \text{ 兆円}) \times \text{万分の} 0.20\} \div \text{当月の立会内総売買代金}$ 立会外取引料 現行どおり(万分の 0.04)	現行どおり (売付け又は買戻し ごとに額面 100 円に つき 1.0 毛 先物オプションの権 利行使に係る売付け 又は買戻しごとに額 面 100 円につき 0.875 毛 受渡決済数量につき 額面 100 円につき 0.15 毛)	万分の 0.046 (現行万分の 0.026)	

(注) 上記表中の比率は、1 日平均株券立会内売買代金 1 兆円、1 日平均国債先物売買高 2.2 兆円、1 日平均指数先物取引金額を 3,850 億円とした場合の数値。